

住宅宿泊事業法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第31号

住宅宿泊事業法施行条例施行規則の一部を改正する規則

住宅宿泊事業法施行条例施行規則（平成31年岩手県規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(認定の申請手続等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>知事</u>は、申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、条例第2条第1項ただし書の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは、1年以内の期間（以下「有効期間」という。）を定めて、同項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）をするものとする。</p> <p>3 <u>知事</u>は、認定をしたときは、申請をした者に対し、その旨及び認定番号を住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(認定の取消しの要件等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 認定を受けた者は、認定の取消しを受けたとき、又は前項の規定により認定がその効力を失ったときは、認定通知書を<u>知事</u>に返納しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 認定を受けた者は、法第3条第4項の規定により届出をするときは、併せて住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定変更届（様式第5号）により、その旨を<u>知事</u>に届け出なければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>岩手県知事</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>岩手県知事</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p>	<p>(認定の申請手続等)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>申請住宅の住所地を所管する広域振興局長</u>（以下「<u>局長</u>という。）は、申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、及び必要に応じ現地調査を行い、条例第2条第1項ただし書の規定により住宅宿泊事業の実施を制限する必要がないと認めるときは、1年以内の期間（以下「有効期間」という。）を定めて、同項ただし書の規定による認定（以下「認定」という。）をするものとする。</p> <p>3 <u>局長</u>は、認定をしたときは、申請をした者に対し、その旨及び認定番号を住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定通知書（様式第3号。以下「認定通知書」という。）により通知するものとする。</p> <p>4～7 [略]</p> <p>(認定の取消しの要件等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 認定を受けた者は、認定の取消しを受けたとき、又は前項の規定により認定がその効力を失ったときは、認定通知書を<u>局長</u>に返納しなければならない。</p> <p>(変更の届出)</p> <p>第7条 認定を受けた者は、法第3条第4項の規定により届出をするときは、併せて住宅宿泊事業実施制限解除に係る認定変更届（様式第5号）により、その旨を<u>局長</u>に届け出なければならない。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p><u>広域振興局長</u> 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第3号（第3条関係）</p>

<p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 氏 名印</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">岩手県知事 様</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 氏 名印</p> <p>[略]</p> <p>様式第4号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 様</p> <p>[略]</p> <p>様式第5号（第7条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">広域振興局長 様</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の住宅宿泊事業法施行条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は通知する申請書等又は通知書について適用し、同日前に提出し、又は通知した申請書等又は通知書については、なお従前の例による。